

## 松江市産後ケア事業（通所型(個別・集団)、宿泊型、温泉型）業務委託仕様書

### 1 利用者

松江市内に住所を有する産後1年未満の母親及び、その乳児であって、次のいずれかに該当する者（医療行為が必要な者を除く）のうち、松江市が産後ケア事業の利用を適当と判断した者

- (1) 出産後の身体機能の回復について不安があり、保健指導が必要と認められる者
- (2) 育児に対する不安が強く、保健指導が必要と認められる者
- (3) 家族等から産後の支援を得られない者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

### 2 業務内容

- (1) 提供するサービス（温泉型は除く）
  - ア 褐婦及び乳児に対する保健指導
  - イ 褐婦に対する療養上の世話
  - ウ 乳房の管理及びケア
  - エ 乳児の世話、発育及び発達の確認
  - オ 沐浴、授乳等の育児指導
  - カ その他市長が必要と認める指導等
- (2) 食事や入浴、客室の提供（温泉型のみ）
- (3) 自己負担金の徴収
- (4) 1か月分の利用実績を取りまとめて松江市産後ケア事業実施報告書（松江市産後ケア事業実施要綱：様式第7号）及び、産後ケア事業利用状況報告書（松江市産後ケア事業実施要綱：様式第8号）を作成し、翌月10日までに市長に提出するものとする。その後、速やかに松江市産後ケア事業委託料請求書（松江市産後ケア事業実施要綱：様式第11号）を提出する。
- (5) 責任をもってサービス提供を行い、利用者からサービスに関する苦情等があった時は、誠意をもって迅速かつ適切に対応する。

### 3 実施時間

- (1) 通所型
  - （個別）3時間、または7時間の2種類とする。
  - （集団）午前9時～16時のうち3時間とする。
- (2) 宿泊型
  - 原則として、利用開始日の午前10時から翌日の午前10時までとする。ただし、利用者の希望をふまえ、午前10時から翌日午前10時までの間であれば、入所及び退所時

間については事業者が変更できるものとする。

#### 4 実施要件

##### (1) 施設の要件

- ① 通所型（個別）及び宿泊型は、市長が適當と認める医療機関又は助産所等であること。
- ② 集団型は、市長が適當と認める事業所等であること。
- ③ 温泉型は、市長が適當と認める旅館又はホテルであること。
- ④ 当事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、仕様書に定める内容について実施できること。
- ⑤ 宿泊型を提供するためには、入所室（病室又は妊婦、産婦若しくは婦婦を入所させる室）を有すること。また、通所型を提供するためには居室が確保されていること。
- ⑥ 通所型（個別）又は宿泊型を提供する施設については、次の施設・設備を備えること。
  - (ア)受入人数分の入所室及び居室が確保されていること。
  - (イ)カウンセリングを行う部屋があること。
  - (ウ)授乳可能な場所があること。
  - (エ)乳児の体重測定ができる設備があること。
  - (オ)入浴施設（宿泊型を実施する場合に限る）及び沐浴指導ができる設備があること。
  - (カ)避難経路が確保されていること。
  - (キ)サービスを安全・快適に提供できる冷蔵庫、空調設備、非常口、火災報知設備、防災物品等を備えることが望ましい。

##### (2) 従事者の要件

助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に1名以上配置すること（温泉型は除く）。

#### 5 事故及び損害の責任

- (1) 本業務により生じた事故及び損害については、松江市に故意または重過失のない限り、事業者がその負担と責任において処理にあたること。
- (2) 本業務により生じた事故等について、速やかに松江市へ連絡し書面で報告すること。

#### 6 個人情報の取扱いに関する事項

事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び松江市関連規定を順守すること。

#### 7 その他

この仕様書に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、事業者と松江市が協議の上、決定する。